

空き家所有者等情報の外部提供に関する同意書

令和 年 月 日

弘前市長 様

下記に記載した個人情報を含む空き家等情報について、弘前市と「弘前市空き家・空き地の利活用に関するパートナーシップ協定」を締結している青森県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会青森県本部に加盟する会員（宅建業者）に対し、情報提供することに同意します。

【同意者】

住所	〒		
フリガナ 氏名			
電話番号		携帯電話	
FAX		メールアドレス	

【空き家等情報】

建物	所在地		
	所有者との関係	<input type="checkbox"/> 本人（単独） <input type="checkbox"/> 本人（共有） <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 後見人 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
土地	地番		
	所有者との関係	<input type="checkbox"/> 本人（単独） <input type="checkbox"/> 本人（共有） <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 後見人 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

裏面の注意事項等を確認しました。

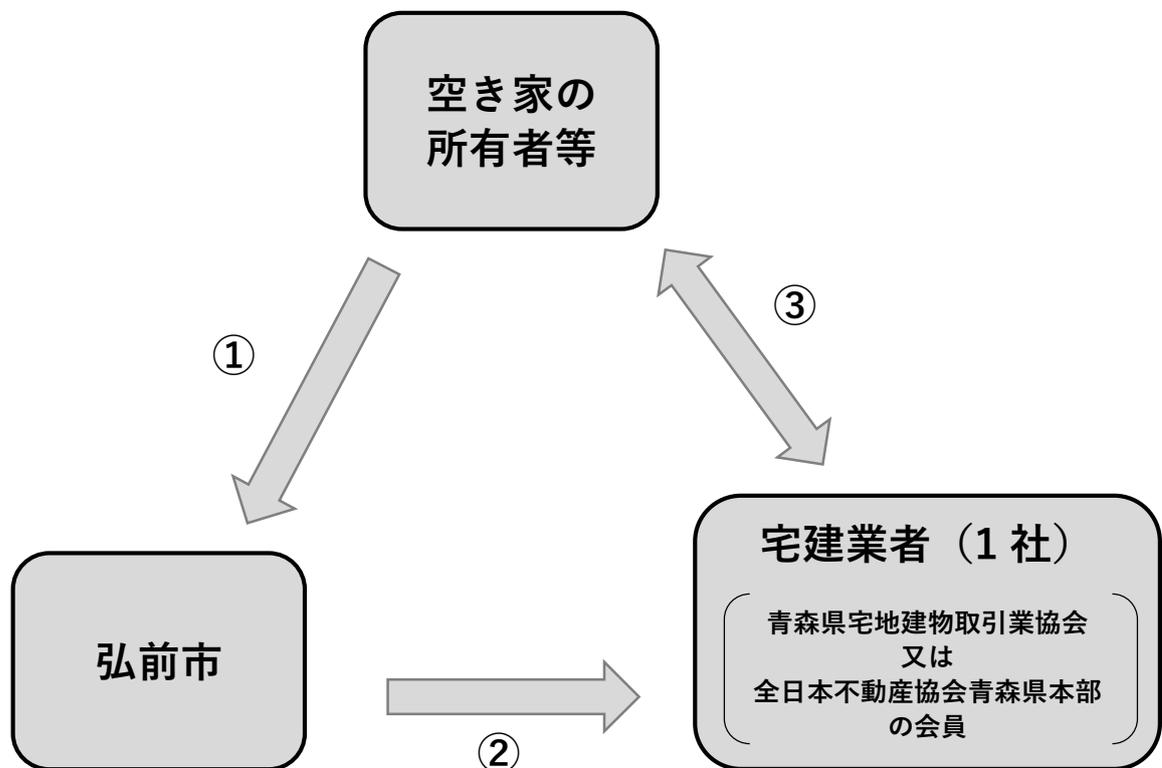
担当：弘前市建築部建築指導課空き家対策係
電話：0172-40-0522 FAX：0172-38-5866

表面（裏面の注意事項等をご確認ください）

【注意事項】

- 1 市及び会員は、空き家所有者等情報の外部提供の実施により取得した個人に関する情報について、空き家の売買（解体更地渡しの土地の売買を含む）及び賃貸に係る業務以外に利用しません。
- 2 この同意書は、物件の売買等を保証するものではありません。
- 3 弘前市は情報提供を行い、空き家の売買（解体更地渡しの土地の売買を含む）及び賃貸の交渉・契約等については直接関与しません。交渉等に関するトラブルについては当事者間でご解決願います。

【情報提供の流れ】



- ①弘前市に「空き家所有者等情報の外部提供に関する同意書」を提出します。
- ②弘前市は、「弘前市空き家・空き地の利活用に関するパートナーシップ協定」を締結している青森県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会青森県本部の会員（宅建業者）に対し、同意書の写しを提供します。
- ③情報提供により会員（宅建業者）から同意者に連絡があり、交渉等を行います。

【問い合わせ先】

空き家所有者等情報の外部提供に関して、ご不明な点やご要望などございましたら下記担当へご連絡ください。

担当：弘前市建築部建築指導課空き家対策係 電話 0172-40-0522